**AWS Marketplace の標準契約**

1. **範囲**。
   1. **条件**。 本 AWS Marketplace の標準契約 (「**標準契約**」) は、購入者 (「**購入者**」) のコンピューティング環境にデプロイされた、および/またはライセンサー (「**ライセンサー**」) のコンピューティング環境から SaaS サービスとして利用可能になったかにかかわらず、製品をサブスクライブする当事者 (以下に定義) によってライセンサーからの製品のライセンス付与に適用される条件を定める。本標準契約は、製品が標準契約に従って明示的に提供される場合にのみ適用される。本標準契約に基づく製品の提供、および購入者による対応サブスクリプションの購入により、各当事者はそれぞれ本標準契約を受諾し、本契約 (以下に定義) を締結したものとみなされ、本契約は購入者が対応サブスクリプションを購入した日に発効するものとする。本標準契約で別途定義されていない限り、頭文字が大文字の用語は第 13 条に規定される意味を持つ。購入者とライセンサーを、総称してまたは個別に「**当事者**」と呼ばれることがある。
   2. **製品のサブスクリプション**。 ライセンサーは、購入者に対してサブスクリプションを履行する。サブスクリプションは、該当する製品リストおよび対応する購入取引に記載されているとおり、購入者のコンピューティング環境にデプロイされた製品、および/またはライセンサーのコンピューティング環境を通じて SaaS サービス経由でデプロイされた製品に対して、提供される場合がある。サブスクリプションの価格と期間 (オンデマンドでない場合) は、製品リストに記載されている。製品リストに含まれるか言及されている本製品および付帯サービスに関する追加情報は、製品リストの一部を構成するものとする。かかる情報には、製品の地理的用途、製品の使用に関する技術的要件、サポートサービス (地域によって異なる場合がある)、オープンソースソフトウェアに関する情報、およびライセンサーのセキュリティ慣行の説明が含まれるが、これらに限定されない。
   3. **合意**。 各サブスクリプションは、本標準契約、該当する製品リスト、秘密保持契約の条件 (存在する場合、第 6.4 条で定義)、SaaS サービスサブスクリプションのプライバシーおよびセキュリティ条項、および第 12.3 条に従って両当事者が合意した前述の修正すべてに従い、準拠するものとし、これらすべて合わせて購入者とライセンサー間の完全な合意（「**合意**」）を構成するものとする。各サブスクリプションは、購入者とライセンサーの間の個別合意である。本契約を構成するさまざまな要素の条件間に矛盾がある場合は、以下の優先順位に従うものとする。(a) 両当事者が合意したすべての修正、(b) SaaS サービスサブスクリプションのプライバシーおよびセキュリティ条項、(c) 秘密保持契約 (ある場合)、(d) 製品リスト、(e) 本標準契約。
2. **ライセンス。**
   1. **ライセンス対象マテリアル。**
      1. サブスクリプションが、購入者のコンピューティング環境にデプロイされた製品を対象としているか、製品のコンポーネントを含む場合、ライセンサーは、第 2.1.3 条に従い、サブスクリプションの期間中、購入者に対し、製品または該当する製品コンポーネントに対するすべての財産権に基づく非独占的、世界的 (第 12.4 条に従う）、譲渡不可 (第 12.2 条で許可されている譲渡に関連する場合を除く)、解約不可 (第 10 条に規定されている場合を除く) のライセンスを付与して、購入者のコンピューティング環境で製品をデプロイ、運用、および使用し、製品リスト、サブスクリプションで購入した使用方法、および合意の条件に従って、デプロイされた製品または該当する製品コンポーネントのアクセスと使用をユーザーに許可できる。
      2. サブスクリプションが、SaaS サービスを介してデプロイされた製品を対象としているか、製品のコンポーネントを含む場合、ライセンサーは、第 2.1.3 条に従い、サブスクリプションの期間中、購入者に対し、製品または該当する製品コンポーネントに対するすべての財産権に基づく非独占的、世界的 (第 12.4 条に従う）、譲渡不可 (第 12.2 条で許可されている譲渡に関連する場合を除く)、解約不可 (第 10 条に規定されている場合を除く) のライセンスを付与して、SaaS サービスを介して製品をアクセスおよび使用し、製品リスト、サブスクリプションで購入した使用方法、および合意の条件に従って、製品または該当する製品コンポーネントおよび SaaS サービスのアクセスと使用をユーザーに許可できる。
      3. 購入者が購入者のコンピューティング環境に製品をデプロイするか、SaaS サービスを通じて製品にアクセスするかにかかわらず、購入者は本製品を次の場合にのみ使用できる。(a) 購入者およびその関連会社の事業または組織の内部運営のサポートを目的とする場合、(b) 購入者およびその関連会社の製品およびサービスに関連する場合 (ただし、明確にするために記すと、購入者またはその関連会社の単独の製品またはサービスとしては使用できない)、および/または (c) 購入者およびその関連会社によるユーザーとのやり取りに関連する場合。
      4. 購入者は、本契約に基づいて付与された権利に従って当該製品を使用するために、必要に応じて、本文書を妥当な数だけコピーできるが、購入者はすべてのコピーに所有権に関する説明およびその他の通知をすべて含めること。ライセンサーは、本契約に基づいて購入者に明示的に付与されていないすべての権利を保持する。
   2. **関連会社および請負業者**。購入者がライセンス対象マテリアルの使用を許可した関連会社および請負業者について、(a) 購入者が、当該関連会社または請負業者によるライセンス対象マテリアルの使用に関連して生じる本契約に基づくすべての義務について引き続き責任を負い、(b) 購入者が、当該関連会社または請負業者による行為または不作為について、その作為または不作為が購入者によって行われた場合と同程度に、当該関連会社または請負業者による作為または不作為に対して直接責任を負うことに合意することで、本契約の条項の関連会社または契約者による違反は、購入者による違反とみなされる。購入者のための、購入者による、または購入者を介した関連会社または請負業者による本契約に基づく作為または不作為の履行は、購入者の作為または不作為とみなされる。
   3. **制限事項**。本契約に特に規定されている場合を除き、購入者およびライセンス対象マテリアルのその他のいかなるユーザーも、ライセンス対象マテリアルの全部または一部について、以下を行ってはならない。(a) ライセンス対象マテリアルの全部または一部を複製すること、(b) ライセンス対象マテリアルの全部または一部のコピーを第三者に配布すること、(c) ライセンス対象マテリアルまたはその一部について、改変、脚色、翻訳、変更、派生物の作成を行うこと、(d) 法律により許可されている場合を除き、ソースコード、アルゴリズム、または製品の基礎となる構造を逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、またはその他の方法で抽出しようとすること、(e) ライセンス対象マテリアルの使用、賃貸、貸与、サブライセンス、リース、配布、またはその他の権利の第三者への付与を試みること、(f) コンサルタント、サービスビューロー、またはアプリケーションサービスプロバイダーとしてライセンス対象マテリアルを使用すること、または (g) ライセンス対象マテリアルへのあらゆる種類のアクセスを第三者に許可すること。
   4. **オープンソースソフトウェア**。第 5.1 (d) 条の要件に従い、製品にオープンソースソフトウェアを含めるか、製品をオープンソースソフトウェアとともに提供できる。購入者が本製品を使用することにより、購入者がオープンソースソフトウェアの使用を規定するライセンスの条件に従う必要がある場合、当該オープンソースソフトウェアを識別する情報および該当するライセンスが、製品リストまたは文書に組み込まれるか、言及されるものとする。本契約の条項は、(i) オープンソースソフトウェアに適用されるライセンスで禁止されていない範囲で (保証および補償を含むがこれらに限定されない)、および (ii) オープンソースソフトウェアに適用されるライセンスで要求される範囲を除き、オープンソースソフトウェアに対して適用される。その場合、当該ライセンスの条項は、当該オープンソースソフトウェアに関してのみ、本契約の条項に代わって適用され、製品全体には適用されない (これには、帰属表示、ソースコードへのアクセス、修正、リバースエンジニアリングを規定する条項が含まれるがこれらに限定されない)。
   5. **追加条項なし**。ライセンス対象マテリアルまたはその一部に付随するシュリンクラップ契約、クリック承諾、その他本契約外のいかなる条項 (「**追加条項**」) も、たとえライセンス対象マテリアルまたはその一部の使用またはアクセスが許可される前に、当該追加条項の明示的な「承諾」が求められる場合であっても、購入者またはそのユーザーに対して拘束力を持たない。このような追加条項はすべて強制力がなく、無効で、購入者によって完全に拒否されるものとみなされる。明確には、製品リストおよび/または文書は、本条の対象となる追加条項とはならない。
   6. **高リスク行為**。本製品は、フェイルセーフ性能を必要とする高リスクで危険な環境での使用を目的として設計または開発されたものではない。これには、原子力施設、航空機の航法または制御システム、航空交通管制、兵器システムの運用、または製品の故障が重大な物理的または環境的損害につながる可能性のあるその他のあらゆる用途（「**高リスク行為**」）が含まれるが、これらに限定されない。購入者は、本製品を高リスク行為に使用しないものとする。
3. **サービス。**
   1. **SaaS サービス**。購入者が SaaS サービスサブスクリプションを購入する場合、ライセンサーは、サブスクリプションの購入後すぐに、製品リストに従って製品を SaaS サービスとして購入者に提供し、サブスクリプションが終了するまで継続する。ライセンサーは、製品リストに記載のとおり、SaaS サービスを介して製品にアクセスして使用するために必要なすべてのライセンスキー、アクセス認証情報、およびパスワード（「**キー**」）を購入者に提供する。
   2. **サポートサービス**。ライセンサーは、製品の使用と操作に関する文書を購入者に提供し、製品リストへの記載、組み込み、または言及に従い、購入者にサポートサービスを提供します。
4. **財産権。**
   1. **ライセンス対象マテリアル**。本契約で付与されるライセンスを条件として、ライセンサーは、ライセンス対象マテリアルに含まれるすべての財産権を含め、ライセンス対象マテリアルに対するすべての権利、権原、および利益を保持する。本契約のいかなる規定も、ライセンス対象マテリアルの所有権またはその他の財産権、またはその中の財産権を購入者に付与するものとは解釈されない。
   2. **フィードバック**。購入者は、その自由裁量により、ライセンス対象マテリアルまたはサポートサービスに関する提案、アイデア、機能強化要求、推奨事項、またはフィードバック（「**フィードバック**」）を提供できるが、フィードバックには、購入者または購入者の関連会社の財産権、または購入者データもしくは購入者のマテリアルは含まれない。ライセンサーまたはライセンサーのフィードバックの使用において、そのようなフィードバックのソースとして購入者が特定されない場合に限り、ライセンサーは、購入者への報酬または会計処理なしに、ライセンサーの製品およびサービスにフィードバックを使用および組み込むことができる。フィードバックは購入者にとって機密対象外である。購入者にはフィードバックを提供する義務はなく、すべてのフィードバックは購入者が「無条件で」提供し、いかなる種類の保証もない。
5. **保証。**
   1. **ライセンス対象マテリアル。** ライセンサーは、購入者に対して以下のとおり表明し、これを保証する。(a) エンタイトルメント価格設定のサブスクリプションの場合、購入者のコンピューティング環境にデプロイされた製品または製品のコンポーネントの場合は、製品またはコンポーネントは、購入者がサブスクリプションを購入してから 30 日間、またはサブスクリプションの期間のいずれか短い方の期間、すべてのマテリアルに関して文書に準拠し、SaaS サービスとしてデプロイされた製品または製品のコンポーネントの場合は、製品は、サブスクリプションの期間中、すべてのマテリアルにおいて文書に準拠する。(b) 購入者のコンピューティング環境にデプロイするためにプロビジョニングされた製品または製品のコンポーネントには、本契約に基づく購入者による権利の行使を妨げる可能性のある自動シャットダウン、ロックアウト、「時限爆弾」、または同様の仕組みは含まれない (明確には、上記はサブスクリプションの終了時に期限切れになるキーを禁止するものではない)。(c) ライセンサーは、製品内の情報への不正アクセスまたは使用、開示、変更、破壊、または製品やシステム、ネットワーク、またはデータの動作への干渉や危害を目的として設計または使用されるいかなるウイルス、「トロイの木馬」、「ワーム」、スパイウェア、アドウェア、その他の有害なコードを検出して製品を保護するために設計された業界標準の慣行を使用し、これには、製品 (サポート サービスを通じて提供される製品を含む) を購入者に提供する前に、マルウェアおよびその他のセキュリティの脆弱性がないか製品をスキャンし、最新のスキャンソフトウェアまたはサービスを使用することが含まれ、SaaS サービスを通じてデプロイされる製品または製品のコンポーネントについては、製品またはコンポーネントを定期的にスキャンすることも含まれる。(d) 製品、および本契約に基づいて許可される購入者によるその使用は、購入者データ、購入者マテリアル、または購入者が製品に統合、ネットワーク化、または使用するソフトウェア、文書、情報、またはその他のマテリアルの全部または一部が、ソースコード形式で開示または配布されること、派生物を作成する目的でライセンスが付与されること、または無料で再配布可能であることを要求するライセンスまたはその他の条項の対象とはならない。
   2. **サービス**。ライセンサーは、同様のサービスを提供する経験豊富で知識豊かな専門家が実行するレベルの注意、スキル、および勤勉さをもって、製品リストおよび文書に従い、専門的な方法ですべてのサポートサービスが実施されることを表明して保証する。
   3. **救済手段**。製品またはサービスが前述の保証に適合しない場合、ライセンサーは、自らの判断と費用負担により、保証に適合するように、必要に応じて速やかに製品を修正し、サービスを再実行するものとする。ライセンサーが、購入者の唯一の救済手段およびライセンサーの排他的責任 (第 9 条に規定されている場合を除く) として、30日 (または両当事者が合意したその他の期間) (「**是正期間**」) を超えない合理的な期間内に保証に適合するように製品を修正せず、サービスを再実行しない場合、購入者は、是正期間 (または両当事者が合意するその他の期間) の終了後 30 日間、追加の責任を負うことなくサブスクリプションおよび本契約を終了することを選択でき、ライセンサーは、購入者が保証違反をライセンサーに報告した時点で未使用のサブスクリプションの割合に応じて、購入者がライセンサーに前払いした料金を按分して購入者に返金するとともに、該当する場合は、ライセンサーのサポートサービスまたはその他のポリシーに基づいて利用可能なサービスクレジットも返金する。
   4. **保証の対象外事項**。ライセンサーは、(a) 本契約または適用法に違反して購入者が本製品を使用した場合、(b) ライセンサーまたはその関係者が提供していないライセンス対象マテリアルの変更があった場合、(c) ライセンサーが提供またはアクセス可能にしていないか、製品リストまたは文書で意図していない第三者の機器またはソフトウェアと組み合わせた本製品の使用があった場合、または (d) 購入者による文書に反する製品の使用があり、購入者によるそのような使用や変更がなければ当該不適合が発生しなかったであろう場合、ライセンサーは、これらに起因するいかなる保証に関して一切の責任または義務を負わないものとする。
   5. **法令順守**。各当事者は、他方当事者に対し、本契約に基づく履行において当該当事者に適用され、随時改正されるすべての国際法、国内法、州法および地方法、条例、規則、規制および命令 (「**法令」**) を遵守することを表明して保証する。
   6. **権能と権限**。各当事者は、(a) 本契約を締結し履行する全権と権限を有し、本契約の締結と交付が正式に承認されていること、および (b) 本契約および本契約に基づく当該当事者の履行について、当事者が当事者となっているか、拘束される他の合意に違反しないか、当該当事者が第三者に対して負う義務に違反しないことを他方当事者に表明して保証する。
   7. **免責事項**。 本契約に規定されている保証を除き、いずれの当事者も、ライセンス対象マテリアル、サービス、購入者マテリアル、および購入者データについて、明示的か黙示的かを問わず、商品性または特定目的への適合性に関する黙示的保証を含むがこれらに限定されないいかなる保証も行わない。また、各当事者は、明示的か黙示的かを問わず、商品性、特定目的への適合性、および非侵害の保証を含むがこれらに限定されない、その他すべての保証を否認する。ライセンサーは、(A) ライセンス対象マテリアルが購入者の要件を満たすこと、または (B) 製品の動作が中断されず、またはエラーが発生しないことを保証しない。
6. **秘密保持**。
   1. **機密情報**。 「**機密情報**」とは、いずれかの当事者（「**開示当事者**」）が他方当事者（「**受領当事者」**）に直接的または間接的に開示したか、本契約に従って受領当事者がアクセスできる非公開情報であり、情報の性質またはその開示を取り巻く状況に鑑み、合理的に機密情報とみなされるべきであり、これには技術データ、企業秘密、ノウハウ、研究、発明、プロセス、設計、図面、戦略ロードマップ、製品計画、製品設計およびアーキテクチャ、セキュリティ情報、マーケティング計画、価格設定およびコスト情報、マーケティングおよびプロモーション活動、事業計画、顧客およびサプライヤー情報、従業員およびユーザー情報、事業およびマーケティング計画、事業プロセス、その他の技術、財務または事業情報、および開示当事者が機密情報として保持する必要がある第三者情報が含まれるが、これらに限定されない。ただし、機密情報には、(a) 開示前に公知であったか、一般に公開されていた情報、(b) 受領当事者の過失なく開示後に公知または一般に利用可能となった情報、(c) 開示当事者による開示の時点で、使用または開示の制限なしに受領当事者が所有していた情報、(d) 使用または開示の制限なしに、第三者 (その第三者自体には守秘義務または使用制限の義務がない) から合法的に受領した情報、または (e) 受領当事者が本契約とは独立して、開示当事者の機密情報または財産権を使用または参照することなく開発した情報は含まれない。各当事者は、本契約で明示的に付与された権利を除き、その機密情報に対するすべての権利を留保する。両当事者は、ライセンス対象マテリアルがライセンサーの機密情報であることに合意する。
   2. **義務**。両当事者は、相手方の機密情報を秘密情報として保持し、合理的な予防措置を講じて、相手方の機密情報の開示および不正使用を回避するものとする。各当事者は、良識のある管理者が同様の性質の自社の機密情報を保護するために払うのと同程度の注意をもって当該機密情報を保護し、その不正、過失、または不注意による使用、開示、公表、またはアクセスを防止するものとする。各当事者は、当該機密情報を知る必要があり、少なくとも本 6 条に記載されている制限と同等の保護を伴う秘密保持義務を負う個人に対して、機密情報を制限するものとする。いずれの当事者も、本契約で別段の許可がある場合を除き、本契約に基づく義務の履行または権利の行使のため、または製品の適切な使用に必要な場合を除き、相手方の機密情報を使用しないものとする。各当事者は、相手方の機密情報の不正使用または開示に気づいた場合、速やかに相手方に通知し、開示を制限するために相手方と合理的に協力するものとする。
   3. **強制的な開示**。規制要件、証拠開示請求、召喚状、裁判所の命令、または政府の措置を含む適用法により要求される場合、およびその範囲において、受領当事者は機密情報を開示または提出できるが、開示当事者が介入し、保護命令またはその機密扱い、もしくは当該開示に関するその他の適切な救済手段を要求することを許可するために、開示当事者に合理的な事前通知を行うものとする (適用法により事前通知が許可されていない場合は、受領当事者が法的に許可され次第、通知を行うものとする)。法的要求事項に従って機密情報を開示した場合、当該情報は非機密とみなされず、開示当事者の機密情報に関する受領当事者の義務は、当該開示によって変更または軽減されることはない。本書の規定にかかわらず、購入者が政府機関である場合、購入者は公開情報の開示に関して適用されるすべての法律を遵守するものとする。
   4. **NDA**。購入者とライセンサーは、サブスクリプション期間中に行われる開示に適用される購入者とライセンサー (または購入者とライセンサーのそれぞれの関連会社) との間の個別の秘密保持契約 (「**NDA**」) に同意する場合があり、この場合、その条件は参照により本契約書に組み込まれ、本 6 条の 6.1 項から6.3 項の代わりに適用される。
7. **SaaS サービスのその他の義務と責任**。 本 7 条は、SaaS サービスのみを経由してデプロイされる製品または製品のコンポーネントのサブスクリプションに適用される。
   1. **適正利用、機密情報の制限**。
      1. 購入者は、本製品、コンポーネント、または SaaS サービスを意図的に使用して、(a) 侵害または違法なコンテンツ、またはウイルス、「トロイの木馬」、またはその他の有害なコードを保存、ダウンロード、または送信すること、(b) フィッシング、スパム、サービス拒否攻撃、詐欺または違法行為を行うこと、(c) 製品、コンポーネント、またはそのデータ、またはライセンサーのシステムまたはネットワークの整合性やパフォーマンスを妨害または中断したり、製品のセキュリティ機能を回避したりすること、または (d) 製品、コンポーネント、またはライセンサーのシステムやネットワークに対してペネトレーションテスト、脆弱性テスト、またはその他のセキュリティテストを実行したり、製品またはライセンサーのシステムやネットワークへの不正アクセスを試みたりすることをしてはならない。
      2. 購入者は、ライセンサーが機密性の高い情報で使用するように設計された SaaS サービスサブスクリプションを特別に購入しない限り、SaaS サービスを使用して機密性の高い情報を保存または処理してはならない。「**高度な機密情報**」は、本契約の目的上、(1) 適用されるデータ保護法 (欧州連合規則 2016/679 第 9 条 (1) 項を含む) または後継法で定義される「特別な種類の個人データ」、「センシティブな個人情報」、または「センシティブな個人データ」、(2) 医療保険の携行性と責任に関する法律 (改正および補足を含む) (「**HIPAA**」) によって規制される患者、医療、またはその他の保護された健康情報、または (3) 児童オンラインプライバシー保護法やグラムリーチブライリー法 (または関連する規則や規制) などの特定の法律の下で追加の保護または規制の対象となるその他の情報を意味する。ライセンサーによって SaaS サービスでの高度な機密情報の使用が承認されていない場合、サプライヤーは高度な機密情報について一切の責任を負わない。
      3. ライセンサーは、(a) ライセンサーが、問題の性質および重大性を考慮した合理的なデューデリジェンスの実施後、(i) 購入者またはユーザーによる SaaS サービスの使用が、ライセンサーのシステム、SaaS サービス、またはその他の顧客のシステムまたはデータのセキュリティまたは運用に重大なリスクをもたらすか、(ii) 購入者またはユーザーによる SaaS サービスの使用が本第 7.1 条に違反する、または違法もしくは詐欺的であると合理的に判断した場合、(b) 購入者が未払い金額の通知後 30 日以内に議論の余地のない金額を支払わない場合、または (c) 購入者が SaaS サービスサブスクリプションを使用して機密性の高い情報を保存または処理する際に、当該 SaaS サービスがライセンサーによって機密性の高い情報に使用することを承認されていない場合、購入者に通知することにより、購入者またはユーザーの SaaS サービスの一部または全部へのアクセスまたは使用の権利を直ちに停止することができる。合理的に実行可能な範囲で、ライセンサーは、該当するリスクを軽減するため、必要に応じて (a) 項に従って SaaS サービスの停止を制限するものとする。ライセンサーは、問題の解決および/または未払い金額 (該当する場合) の支払いが行われた時点で、速やかに SaaS サービスを購入者に復元します。
   2. **購入者データおよび購入者マテリアル**。
      1. 購入者は、購入者のすべてのマテリアル、購入者のデータ、およびその他の購入者の機密情報 (そこに含まれるすべての財産権を含む) の唯一かつ独占的な所有者であり、今後もそうであるものとする。本契約のいかなる規定も、購入者データおよび購入者マテリアルに対する所有権またはその他の財産権をライセンサーに付与するものとは解釈されない。
      2. 購入者は、購入者データをライセンサーに提供し、ライセンサーが本契約の条件に従って義務を履行する際に購入者データを使用するために必要なすべての同意、承認、権利を取得しているか、取得する予定であり、購入者が購入者データを共有するか、そのアクセスを許可する第三者へのアクセスまたは転送を含む、すべての必要な通知および開示を提供することをライセンサーに表明し、保証する。
      3. 両当事者は、購入者データおよび購入者マテリアルが購入者の機密情報であることに同意する。購入者は、本契約に基づきライセンサーの義務を履行する目的と、その必要な範囲でのみ、購入者のマテリアルおよび購入者のデータを複製および使用するための、すべての財産権に基づく非独占的、譲渡不能 (第 12.2 条に基づいて許可された譲渡に関連する場合を除く)、取り消し可能なライセンスをライセンサーに付与する。ライセンサーは、購入者に製品およびサービスを提供する目的と、本契約に基づく義務を履行する目的以外で、いかなる場合も購入者データまたは購入者マテリアルにアクセスしたり、使用したり、第三者に開示したりしないものとする。ライセンサーは、製品またはサービスを提供するために必要な場合、および本契約の条件に従って義務を履行するために必要な場合を除き、購入者データのデータ派生物を集めたり、匿名化したり、作成したりしてはならない。
      4. 購入者は、製品に含まれるすべての購入者データに完全にアクセスでき、確認および保持する権利を有するものとする。購入者データを含むコンピュータまたは電子記録は、購入者の指示、またはドキュメントおよびプライバシーとセキュリティ条項に従って保存および/または維持される購入者データのバックアップを除き、製品の通常の操作を通じて購入者が容易にアクセスできない形式または方法では保存または保持されないものとする。ライセンサーは、本製品へのアクセスおよび使用に必要なすべてのパスワード、コード、コメント、キー、およびその他の文書を購入者に提供し、購入者は、購入者が明示的に指定したとおりに、購入者データを削除するか、ライセンサーに削除させる権利を有するものとする。
   3. **システムデータ**。 システムデータが、単独で、または他のデータと組み合わせて、購入者、その関連会社、ユーザー、顧客、サプライヤー、または上記のいずれかとやり取りするその他の人物、または購入者もしくはその関連会社を通じて発信されたか、購入者またはその関連会社とやり取りする購入者もしくはデバイスの機密情報 (「**識別可能なシステムデータ**」) の識別、関連付け、または相関関係を特定または許可する範囲において、ライセンサーは、一般に利用可能なサービス提供として製品およびサービスを管理、提供、改善するため、追加のトレーニングの提供を含む製品の使用を最適化する機会を購入者に対して特定するため、およびライセンサーの他の製品およびサービスの補完的な使用を購入者に対して特定するためにのみ、識別可能なシステムデータを社内で収集および使用できる。ライセンサーは、購入者およびその関連会社、その事業、運営、財務、ユーザー、顧客、見込み顧客、サプライヤー、または購入者およびその関連会社とやり取りするその他の人物に関する情報を導き出すか、導き出そうとするために、識別可能なシステムデータをデータ分析の対象としたり、使用したりしてはならない。ライセンサーは、識別可能なシステムデータの使用から生じる開発努力について、対象受領者と購入者またはその関連会社との関係、または対象受領者が購入者もしくはその関連会社と同じ業界または市場に属していることを理由として、いかなる人物も対象としてはならない。ライセンサーは、両当事者による書面での別段の合意がない限り、本条で許可されている目的以外で識別可能なシステムデータを使用または開示することはなく、本条で許可されている使用を除き、識別可能なシステムデータを機密情報として、その機密性とセキュリティを維持する。
   4. **その他のデータの使用**。 上記にかかわらず、本契約のいかなる規定も、(a) ライセンサーによる、システムデータまたはシステムデータから派生したデータであって、単独でまたは他のデータと組み合わせて、(i) 購入者、その関連会社、ユーザー、顧客、サプライヤー、または購入者およびその関連会社とやりとりするその他の人物、もしくは購入者の機密情報、または (ii) 購入者またはその関連会社を通じて発信されたか、購入者またはその関連会社とやりとりする製品にアクセスまたは使用するために使用されるデバイス (コンピュータ、携帯電話、ブラウザーなど) の識別、関連付け、または相関関係を特定または許可しないものの使用、または(b) いずれかの当事者が本契約とは無関係に収集、受領、保管、または維持する第三者に関連するデータ、記録、ファイル、コンテンツまたはその他の情報の使用を制限しないものとする。
   5. **セキュリティ: 違反の通知**。 ライセンサーは、製品の製品リストおよび文書に組み込まれているか、言及されているセキュリティ慣行 (存在する場合) を遵守するものとする。ただし、ライセンサーは、業界標準の慣行に従って、常に物理的、管理的、技術的な保護手段およびその他のセキュリティ対策を実施および維持し、(a) 購入者データのセキュリティと機密性を維持するとともに、(b) 購入者データの可用性と整合性を維持し、購入者データを、偶発的な損失、不正使用、アクセス、変更、開示など、セキュリティに対する既知または合理的に予測される脅威や危険から保護するものとする。ライセンサーは、購入者データへの重大な不正アクセス、購入者データの不正な紛失、使用、または開示（「**セキュリティインシデント**」）を発見した場合、当該通知が法律で禁止されていない限り、直ちに購入者に通知するものとする。ライセンサーは、セキュリティインシデントの原因を調査し、購入者データへのさらなる不正アクセス、紛失、使用、開示を防止するために合理的な措置を講じる。ライセンサーは、購入者の要請と費用負担により、セキュリティインシデントへの対応に関する適用法に基づく義務の遵守において、購入者に合理的に協力するものとする。本条に基づくセキュリティインシデントに関する報告または対応へのライセンサーの義務は、セキュリティインシデントに関する何らかの過失または責任をライセンサーが認めたことを意味するものではない。
   6. **データ保護法**。
      1. 各当事者は、本契約に基づく履行に適用されるすべてのデータ保護法と、当該法律の施行を遵守するものとする。両当事者は、該当する国固有のデータ保護法、またはその実施に適用される関連当局によって発行された行動規範およびベストプラクティスガイダンスの誠実な実施について検討することを確認して合意する。
      2. 上記の一般性を制限することなく、ライセンサーが個人データを収集するか、購入者に提供する場合、またはライセンサーが購入者に代わって個人データを処理する場合、ライセンサーと購入者および/またはそれらの関連会社は、該当する場合、適用されるデータ保護法に準拠した補足的なプライバシーおよびセキュリティ条項に同意するものとする。ライセンサーと購入者が、個人データに関するそれぞれの法的義務を反映したその他の条件に拘束されることに明示的に同意しない限り、ライセンサーと購入者は、添付のデータ処理補遺条項の条件に同意するものとする。疑義を避けるために明記すると、適用されるデータ保護法に準拠するために必要なプライバシーおよびセキュリティ条項なしに、本契約に基づいて個人データを処理または転送してはならない。
   7. **救済手段**。 各当事者は、本第 7 条に違反した場合、または違反の恐れがある場合、違反していない当事者は、違反していない当事者が有するその他の救済手段に加えて、違反した当事者に対して差止命令による救済手段を得る権利を有することに同意する。
8. **責任制限条項**。
   1. **否認: 一般的な上限**。 8.2、8.3、8.4 条に従い、いかなる場合も、(a) 一方の当事者は、本契約に起因または関連して発生する間接的、特別、懲罰的、偶発的、または結果的な損害について、契約違反、不法行為、またはその他の法的理論に基づくか否かを問わず、そのような損害の可能性について知らされていた場合であっても、他方当事者に対して責任を負い、(b) 本契約に基づく一方の当事者の総合的な責任は、当該責任が契約違反、不法行為、またはその他の法理論に基づく請求から生じるかどうかにかかわらず、責任の原因となった事象の前の 12 か月間に本契約に基づいて支払われた、または支払われることが要求された費用およびその他の金額を超える。
   2. **重過失、故意の不正行為、または詐欺の例外**。 第 8.1 条 (a) および (b) に規定される責任の免除および制限は、当事者の重大な過失、故意の不正行為、または詐欺には適用されない。
   3. **特定の補償義務の例外**。 第 8.1 (a) および (b) 条に規定されている免責および責任制限条項は、管轄裁判所によって被補償当事者に対して裁定されたか、本契約に基づく当該当事者の補償および防御義務の対象となる和解契約に従って合意された防御費用および金額には適用されない。
   4. **セキュリティ違反の特別上限**。
      1. SaaS サービスサブスクリプションの場合、第 8.1 条 (a) および (b) に規定されている免責および責任制限条項は適用されず、代わりに (a) プライバシーおよびセキュリティ条項に基づくライセンサーの義務違反、またはライセンサーによるデータ保護法の違反、および第 9.5 条に基づくそれに関するライセンサーの義務から生じるセキュリティインシデントの結果として購入者が被った政府による罰金および罰則、および第 9.5 条に指定される調査、通知、修復、および緩和の購入者の自己負担により合理的かつ文書化された費用、および (b) プライバシーおよびセキュリティ条項に基づくライセンサーの義務違反、またはライセンサーによるデータ保護法違反に起因するセキュリティインシデントから生じる、第三者が購入者に対して行う請求から生じるあらゆる責任 (自己負担の防御費用、管轄裁判所によって購入者に対して裁定された金額、または和解契約に従って合意された金額を含む) には第 8.4.2 条が適用される。

**8.4.2** SaaS サービスサブスクリプションの場合、プライバシーおよびセキュリティ条項に基づくライセンサーの義務違反から生じるセキュリティインシデント、またはプライバシーおよびセキュリティ条項に基づくライセンサーの義務違反、またはデータ保護法に対するライセンサーの違反から生じるセキュリティインシデントに対する本契約に基づくライセンサーの総責任 (購入者が被った政府の罰金および罰則、第 9.5 条に規定される購入者の自己負担の合理的かつ文書化された費用を含む)、および第 9.1(b) 条に従うライセンサーの補償および防御義務と第 9.5 条に従うその義務、および第 9.5 条に従うそれに関するライセンサーの義務は、このような損害が契約違反、不法行為、またはその他の法理論に基づくかどうかにかかわらず、(第 8.1 条に規定する金額に代えて、かつそれに加えて) 損害の原因となった事象の前の 12 か月間に本契約に基づいて支払われたか、支払われることが要求される料金およびその他の金額の 3 倍を超えないものとする。

1. **補償**。
   1. **ライセンサー補償**。 ライセンサーは、自らの費用で、購入者とその関連会社、およびそれぞれの役員、取締役、従業員、代理人、代表者 (総称して「**購入者の被補償当事者**」) を、(a) ライセンス対象マテリアルまたは本契約に基づいて許可された購入者によるその使用による財産権の侵害、不正流用、または違反、および (b) プライバシーおよびセキュリティ条項に基づくライセンサーの義務違反、またはライセンサーによるデータ保護法の違反に起因する購入者データへの不正アクセス、使用、または開示のいずれかに起因するか、これを申し立てる範囲で、第三者 (政府の調査を含む) が提起したあらゆる請求、措置、手続き、訴訟 (「**請求**」) から防御するものとする。ライセンサーは、裁判所によって最終的に裁定されたか、和解で合意されたすべての費用、損害賠償、および金額 (以下の第 9.3 条に規定) と、このような請求において購入者に対して課せられたか、購入者が負担した政府の罰金および罰則をすべて支払うものとする。
   2. **購入者補償**。 購入者は、自らの費用負担で、ライセンサーとその関連会社、およびそれぞれの役員、取締役、従業員、代理人、代表者 (総称して「**ライセンサーの被補償当事者**」) について、(a) 購入者のマテリアルまたは購入者のデータ、または本契約に基づいて許可されたライセンサーによるそれらの使用による所有権の侵害、不正流用、または違反、および (b) 第 7.2.2 項に基づく義務の不正確さまたは違反に起因する購入者データの不正または違法な処理。第 7.2.2 条に基づく購入者の表明、保証、および/または義務の不正確さ、または違反の結果として、本契約で許可されている義務の履行において、ライセンサーが購入者データを無許可または違法に処理することのいずれかに起因するか、これを申し立てる範囲で、あらゆる請求から防御するものとする。購入者は、裁判所によって最終的に裁定されたか、和解で合意されたすべての費用、損害賠償、および金額 (以下の第 9.3 条に規定) と、このような請求においてライセンサーに対して課せられたか、ライセンサーが負担した政府の罰金および罰則をすべて支払うものとする。本合意にこれと反対の規定がある場合でも、購入者が政府機関である場合は、適用法で許可されている場合を除き、本第 9.2 条は適用されない。
   3. **プロセス**。 本第 9 条に従って補償を求める当事者 (総称して「**被補償当事者**」) は、補償を求める各請求について、相手方当事者 (「**補償当事者**」) に速やかに通知するものとするが、このような通知を行わなかったり、通知が遅れたりした場合でも、補償当事者が通知を行わなかったことにより不利益を被った場合を除き、補償当事者は本契約に基づく義務を免除されるものではない。被補償当事者は、補償が求められる各請求の防御において、補償当事者の費用負担により、補償当事者に合理的な協力を提供するものとする。補償当事者は、各請求の状況を補償対象当事者に常に通知する。被補償当事者は、自らの費用で弁護に参加することができる。補償当事者は、(a) (i) 被補償当事者による有罪または不正行為の告白を含むもの、(ii) 被補償当事者に本第 9 条に基づいて支払う義務のない金銭的義務を課すもの、(iii) 被補償当事者に金銭以外の義務を課すもの、(iv) 被補償当事者の完全かつ無条件の解放を含まないものについていかなる和解も行わず、(b) (a) に規定する和解による請求の棄却を除き、判決の確定に同意しない被補償当事者の事前の書面による同意なしに、請求の防御または和解を管理するものとする。補償当事者は、適用法で許可されていない場合を除き、請求について締結した和解がすべて秘密にされることを保証する。
   4. **権利侵害に対する救済**。 第 9.1 条に基づくライセンサーの義務に加えて、製品またはその他のライセンス対象マテリアルが財産権を侵害、不正流用、または違反していると判断された場合、またはライセンサーにより判断される可能性がある場合、または財産権の侵害、不正流用、または違反の申し立てに基づき、本契約に基づくライセンス対象マテリアルの購入者の使用を禁止または妨害する差し止め命令が下された場合、またはライセンサーの意見で差し止め命令が下される可能性がある場合、ライセンサーは自らの選択と費用負担で、(a) 本契約に基づいて付与されたライセンスに従って、影響を受けるライセンス対象マテリアルを引き続き使用する権利を買い手に付与するか、(b) 変更または交換されたライセンス対象マテリアルが機能性、他のソフトウェアおよびシステムとの相互運用性、セキュリティおよびパフォーマンスのレベルにおいて合理的に同等であり、第三者の所有権を侵害、不正流用または違反しないように、影響を受けるライセンス対象マテリアルを変更または交換することのいずれかを行う。このような状況において、ライセンサーが商業的に合理的な範囲で前述のいずれかの措置を正常に遂行できない場合、ライセンサーは購入者に通知し、いずれかの当事者はサブスクリプションおよび本契約を解除することができる。この場合、ライセンサーは、購入者がライセンサーに前払いした料金を、サブスクリプションの未使用部分に応じて按分して購入者に返金するものとする。明確にするために記すと、この条項に基づくライセンサーの補償および防御義務には、最初の侵害の主張に続く購入者補償当事者によるライセンス対象資料の使用に基づく侵害の主張が含まれるが、ライセンサーが (b) の解決策を遂行することにより侵害の主張に応じる場合、ライセンサーは、(b) の達成後にライセンサーがライセンス対象マテリアルに修正または交換を提供した、侵害されたライセンス対象マテリアルの購入者による使用から生じる侵害の主張について購入者を弁護し補償する義務を負わないものとする。
   5. **セキュリティ侵害対策**。 SaaS サービスサブスクリプションの場合、第 9.1 条に基づくライセンサーの義務に加えて、プライバシーおよびセキュリティ条項に基づくライセンサーの義務違反、またはライセンサーによるデータ保護法の違反に起因するセキュリティインシデントが発生した場合、ライセンサーは、(a) セキュリティインシデントの調査と対応、(b) セキュリティインシデントに関する法的助言、(c) 影響を受ける個人、該当する政府および関連する業界の自主規制機関、およびメディアへの通知の提供、(d) 影響を受けた個人への信用監視および/または個人情報盗難サービスの提供、(e) 影響を受けた個人からの質問に回答するためのコールセンターの運営、(f) 法律または規制当局が購入者に要求する、セキュリティインシデントへの対応として実施されるその他の調査、緩和、修復、または通知について、合理的かつ文書化された範囲で、購入者が負担した政府の罰金および罰則、その他の実費を支払うものとする。
   6. **制約事項**。
      1. ライセンサーは、(a) ライセンサーまたはその関係者によって提供されていないライセンス対象マテリアルの変更、(b) ライセンサーによって提供またはアクセス可能にされていない、または製品リストまたは文書によってライセンス対象マテリアルとの使用が具体的に言及されていないサードパーティの機器またはソフトウェアと組み合わせて製品を使用すること、または (c) 本契約に違反して購入者がライセンス対象マテリアルを使用することのいずれかの事由に起因する侵害の主張に関して、本第 9 条に基づく責任または義務を負わない。ライセンサーが提供またはアクセス可能にしたか、製品リストまたは文書で具体的に言及されているサードパーティの機器またはソフトウェアと組み合わせて製品を使用することに起因する侵害の主張に関する第 9 条に基づくライセンサーの責任は、(i) 実際、または侵害が疑われる組み合わせの総価値に対するライセンス対象マテリアルの貢献の価値、(ii) ライセンス対象マテリアルの実際、または侵害されたとされる主張に対する相対的な貢献のライセンサーの防御費用および補償責任の比例配分額のいずれか少ない方に限定される (例えば、ライセンス対象マテリアルが、4 つの個別の制限を伴う主張の 1 つの制限を満たすと申し立てている場合、ライセンサーは防御および補償義務の 25％ の負担を負う)。
      2. 購入者は、(a) 購入者またはその関係者によって提供されていない購入者マテリアルまたは購入者データの変更、または (b) 本契約に違反したライセンサーの購入者マテリアルまたは購入者データの使用に起因する侵害請求に関して、本第 9 条に基づく責任または義務を負わないものとする。
      3. 本第 9 条は、ライセンス対象マテリアルまたはその一部、または購入者によるその使用による第三者の財産権の侵害、不正流用、または違反に関するライセンサーの全責任を規定するものであり、また本第 9 条は、購入者マテリアル、購入者データまたはその一部、またはライセンサーによるその処理による第三者の財産権の侵害、不正流用、または違反に関する購入者の全責任を規定する。
   7. **無制限**。 上記の補償は、いかなる形でも、当事者が保持する必須の保険またはその他の保険によって制限されないものとする。
2. **期間と終了**。
   1. **期間。** 本契約は、本契約の規定に従っていずれかの当事者が早期に終了しない限り、サブスクリプションの締結まで完全に効力を有する。
   2. **終了**。 いずれの当事者も、相手方当事者が本契約に重大な違反し、違反していない当事者から違反の書面による通知を受領してから 30 日以内に違反を是正しない場合、サブスクリプションまたは本契約を解除できる。SaaS サービスサブスクリプションの場合、本条項に従ってライセンサーが契約を終了した場合も、契約終了後に第 10.3.2 条に定める購入者データの抽出または取得、もしくは削除の支援を行う購入者の権利およびライセンサーの義務は損なわれない。
   3. **終了の影響**。
      1. サブスクリプションまたは本契約が終了または満了すると、当該サブスクリプションに基づいてライセンスされた製品を使用する購入者の権利が終了し、当該サブスクリプションに基づいて提供される製品およびサービスへの購入者のアクセスは無効化され、中止される場合がある。購入者がライセンサーから購入したサブスクリプションが終了または満了しても、購入者がライセンサーから購入したその他のサブスクリプションが終了または変更されることはないものとする。
      2. いかなる理由による SaaS サービスサブスクリプションの終了または満了後 45 日以内 (または当事者が合意するその他の期間)、および終了または満了前のいつでも購入者の書面による要求に応じて、ライセンサーは製品および/またはライセンサーのコンピューティング環境 (該当する場合) からすべての購入者データを抽出し、購入者に返却するか、購入者が SaaS サービスを使用して購入者データを直接取得または削除できる場合、何らかの理由で本契約が終了または満了した後 45 日間 (または両当事者が書面で相互に合意できるその他の期間)、購入者は、購入者の合理的な要求に応じてライセンサーのサポートを受けて、購入者データを自ら取得または削除できる。購入者が購入者データを自ら取得または削除する場合、ライセンサーは、購入者からの合理的な要求に応じて、取得または削除が成功したかどうかを検証する際に購入者を支援する。購入者データは、独自仕様でないその時点の標準の形式で提供されるか、抽出可能である必要がある。本契約にこれと異なる定めがある場合でも、本第 10.3.2 条に従って購入者データの返却、または購入者による取得もしくは削除を可能にするライセンサーの義務は、不可抗力事象 (以下に定義) の発生により遅延される可能性があるものの、免除されることはない。購入者への購入者データの提供および購入者によるその確認、または購入者による購入者データの取得もしくは削除およびライセンサーによるその検証、または適用期間の満了のいずれか早い方の後、ライセンサーは、その後の合理的な期間内に、購入者データ (ある場合) を電子記録およびハードコピー記録から永久に削除および消去でき、購入者の要求に応じて、このような削除および消去を書面で購入者に証明するものとする。ライセンサーが購入者データまたは購入者機密情報の一部を削除できない場合、当該データまたは購入者機密情報は引き続き、本契約の秘密保持、プライバシー、およびデータ セキュリティ条項の対象となる。
      3. 第4条 (財産権)、第6条 (秘密保持)、第 7.2.1 条 (購入者データおよび購入者マテリアル)、第 8 条 (責任制限条項)、第 9 条 (補償)、第 10.3 条 (終了の影響)、第 11 条 (保険)、第 12 条 (一般)、および第 13 条 (定義) および本契約に基づいて付与される永久ライセンスは、満了または終了後も存続すると合理的に解釈される可能性のある本契約のその他のすべての規定とともに、いかなる理由においても本契約の満了または終了後も存続するものとするが、第 6 条の非使用および非開示義務は、機密情報が企業秘密を構成する場合を除き、および機密情報が企業秘密を構成する限り、本契約の満了または終了後 5 年で失効する。
3. **保険**。
   1. **補償範囲**。 各当事者は、適用法および本第 11 条の要件に従って、本契約に基づく実施および履行に必要な適切な保険を取得し、維持するものとする。以下に定めるライセンサーの自家保険の権利に従い、ライセンサーは、自らの費用負担で、本契約の期間中および終了後 1 年間、以下の保険に加入し、継続的に維持する。
      1. 総合賠償責任保険 (施設作業、財物損壊、生産物/完成作業、契約責任、人的侵害および広告侵害を含むすべての主要な補償カテゴリを含み、1 件あたりの限度額が 100 万ドル、総支払限度額が 200 万ドル、生産物/完成作業の支払総額が 500 万ドル)。
      2. 専門職業人賠償責任保険 (本契約に関連するサービス提供における作為、過失、不作為から生じる金銭的損失に対する責任を補償し、これには、コンピュータまたは情報技術サービス提供における作為、過失、不作為、財産権侵害、データの損傷/破壊/破損、プライバシー保護の失敗、不正アクセス、不正使用、ウイルス感染、ネットワーク セキュリティ障害によるサービス拒否が含まれ、各請求および年間総額の最低限度額は 200 万ドル)。
      3. SaaS サービス サブスクリプション、サイバー責任、またはテクノロジー エラーおよび不作為の場合、各請求および年間総額の上限は 200 万ドルで、次の責任に対する保護を提供する: (a) システム攻撃、(b) サービス拒否またはサービス損失攻撃、(c) 悪意のあるソフトウェアコードの拡散、(d) コンピュータシステムへの不正アクセスおよび使用、(e) 個人または企業の機密データの紛失または開示から生じる責任、(f) サイバー恐喝、(g) 違反対応および管理補償、(h) 事業中断、および (i) プライバシーの侵害。
      4. SaaS サービスサブスクリプションの場合、限度額が 100 万 USDのコンピュータ犯罪保険、限度限が 50 万 USDの従業員盗難/購入者保険。
   2. **アンブレラ保険: 自家保険**。 保険の限度額は、一次保険と包括保険/超過保険を任意に組み合わせることで満たすことができる。さらに、いずれの当事者も、自家保険保有プログラムを通じて、本契約に規定された保険義務を履行することができる。購入者の要求に応じて、ライセンサーは、第 11.1 条に記載されている補償の種類と金額についてライセンサーが自家保険を用意していることを宣言する正式な宣言書 (ライセンサーのレターヘッドがある場合はそのレターヘッドを使用) で、ライセンサーの自家保険プログラムの証拠を提供するものとする。ライセンサーの宣言は、企業決議、またはライセンサーの企業役員もしくは権限を与えられた代表者からの認証された声明の形式でもよい。宣言では、必要な補償のうち自家保険による補償範囲と、商業保険による補償範囲を特定する必要がある。
   3. **証明書およびその他の要件**。 本契約の締結前および契約期間中は毎年、購入者はライセンサーに対し、上記の補償を証明する保険証明書の提出を要求できる。ライセンサーの総合賠償責任保険および本条の義務を果たすために依拠するアンブレラ保険は第一次保険および非按分であり、保険契約には被保険者間または被保険組織間の保険者内例外は含まれない。ライセンサーの総合賠償責任保険ポリシーでは、購入者およびその関連会社に有利な代位権の放棄が規定されている。上記の規定された補償限度額は、購入者に対する潜在的な法的責任を制限するものと解釈されることはなく、この保険の証拠を要求しなかったとしても、指定された保険補償の範囲を提供するというライセンサーの義務を放棄したものとは解釈されない。
4. **総則。**
   1. **適用法**。 本契約は、ニューヨーク州の法律および他の管轄区域の法の抵触の原則を除き、ニューヨーク州の法律に準拠し、解釈されるものとする。両当事者は、本契約に関連するあらゆる法的な措置または手続きが、ニューヨーク州ニューヨーク市にある州裁判所および連邦裁判所においてのみ提起されることに同意する。各当事者は、このような裁判所の管轄権に取消不能に付託し、本条に定める方法によるかかる措置または手続きの裁判地の設定に対して有する異議を放棄するものとする。両当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約が本契約に適用されないことに同意する。
   2. **譲渡**。 いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なくして、本契約またはいかなる権利も譲渡または移転したり、本契約上のいかなる義務も委任したりできず、相手方の事前の書面による同意は、合理的な理由により留保、遅延、または条件付けされない。前述にかかわらず、相手方当事者の書面による同意を得ることなく、ライセンサーは、資産の売却、株式の売却、合併、その他の方法を問わず、ライセンサーの関連会社またはその資産の全部または実質的に全部を取得した事業体に本契約全体を譲渡し、その義務を委任でき、また、購入者は、資産の売却、株式の売却、合併、その他の方法を問わず、購入者のアカウントまたは購入者の事業全体に関連する資産の全部または実質的に全部を取得した関連会社または事業体に本契約全体を譲渡できる。本条に違反して試みた譲渡、移転、または委任は、無効となる。本契約は、本契約の両当事者および許可された承継人および譲受人の利益のために効力を生じる。
   3. **完全な合意**。 本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意を構成するものであり、本契約の主題に関して両当事者間にその他の表明、理解、または合意は存在しない。本契約は、購入者とライセンサーの間でのみ締結される。Amazon Web Services, Inc. およびその関連会社は、いずれも本契約の当事者ではなく、本契約に基づくいかなる責任も義務も負わない。本契約の条件は、変更、修正、改定、または放棄が書面で行われ、当事者の権限のある代表者によって署名されない限り、変更、修正、改定、または放棄されないものとする。いずれの当事者も、本契約とは異なるか、本契約に追加されるいかなる規定 (口頭での提示、見積書、注文書、請求書、出荷書類、オンラインの利用規約、承諾、確認、通信、またはその他の方法での提示かどうかを問わず) にも拘束されず、各当事者は、当該規定が両当事者によって署名された書面によって具体的に合意されていない限り、当該規定に対して明確に異議を唱えるものとする。
   4. **輸出法**。 各当事者は、購入者については、購入者またはそのユーザーが製品またはサービスを使用する場合、ライセンサーについては、ライセンサーが製品またはサービスを提供する場合、米国および/またはその他の国のすべての適用される関税および輸出管理法および規制を遵守するものとする。各締約国は、(i) 自国およびその職員が、財務省の特別指定国民リストおよび商務省の取引禁止者リストを含むがこれらに限定されない、米国政府の関連禁止者リストのいずれにも記載されていないこと、および (ii) 当事者およびその関係者が、米国、欧州連合、および国連安全保障理事会の制裁プログラムを含むがこれらに限定されない、いかなる制裁プログラムの対象または目的でもないことを保証する。いずれの当事者も、米国またはその他の適用法域による禁輸措置またはその他の制裁措置の対象となる国に対して、ライセンス対象マテリアル、サービス、または購入者データを輸出、再輸出、出荷、またはその他の方法で移転しないものとする。
   5. **不可抗力**。 いずれの当事者も、暴動、火災、洪水、地震、爆発、疫病、戦争、ストライキまたは労働争議 (不可抗力を主張する当事者は含まない)、禁輸、民事当局または軍事当局、不可抗力、政府の行為、または当該当事者またはその関係者の過失または怠慢によらず当該当事者の合理的な制御が及ばないその他の原因により、義務の全部または一部の履行に失敗または遅延が生じた場合、また、当該不履行または遅延が、不履行当事者が代替調達、回避策、またはその他の合理的な予防措置を用いても防止または回避できなかった場合には (「**不可抗力事象**」)、本契約に基づき責任を負わないものとする。エンタイトルメント価格設定が適用されているサブスクリプションについて、不可抗力事象が 14 日以上継続した場合、購入者はサブスクリプションの未履行部分をキャンセルし、未履行部分について購入者がライセンサーに前払いした料金が比例配分によって払い戻される。
   6. **政府の権利**。 FARS §2.101 の定義によれば、製品および文書は「商用品」であり、DFARS §252.227 と 7014(a)(1) および (5) によれば「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェアドキュメント」とみなされる。FARS §12.212 および DFARS §227.7202 に従い、米国政府によるかかる商用ソフトウェアまたは商用ソフトウェア文書の使用、変更、複製、公開、実行、表示、または論説は、本契約の条項によってのみ規制され、本契約の条項によって明示的に許可される範囲を除いて禁止される。
   7. **見出し語**。 本契約書全体の見出し語は参照のみを目的としており、そこに含まれる文言は、本契約書の条項の解釈または意味を説明、修正、拡張、または支持するものではない。
   8. **第三者の受益者**。 第 9 条に購入者の補償対象者およびライセンサーの補償対象者に関して明記されている場合を除き、本契約書に明示または黙示されているいかなる内容も、当事者および当事者のそれぞれの承継人または譲受人以外の人物に、いかなる権利、救済、義務、または責任も付与することを意図しておらず、また付与するものではない。
   9. **通知**。 本契約に基づく通知は、有効となるには、書面によるものである必要がある。各当事者は、本契約に関連して相手方当事者から電子通信および通知を受け取ることに同意する。各当事者は、本契約に関して相手方当事者から (a) 当該当事者が標準契約の通知先として指定した電子メールアドレスへの電子メール、(b) 直接手渡し、(c) 配達証明郵便または書留郵便 (配達証明付き)、または (d) 全国的に認められた宅配便で通知を受け取ることに同意するものとする。通知は、受領書が書面で確認された時点で送付されたものとみなされる。
   10. **権利の非放棄**。 いずれかの当事者による本契約に基づく権利、権限、または特権の行使または一部の行使の不履行または遅延が生じた場合も、本契約に基づく当該権利、権限、または特権を放棄したものとはみなされない。いずれかの当事者が他方当事者による本契約の条件、規定、または条項の違反を放棄したとしても、その後の同じ規定または本契約のその他の規定の違反の放棄を構成するものではない。このような放棄は、放棄を行う当事者が書面で実行しない限り有効とはならない。
   11. **広報**。 いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なく、相手方当事者またはその関連会社に言及する宣伝資料またはプレスリリースを発行せず、また、広告、プロモーション、またはその他の方法で相手方当事者またはその関連会社の商号、商標、サービスマーク、またはロゴを使用しないものとする。
   12. **当事者間の関係**。 両当事者の関係は独立の契約者の関係であり、本契約に含まれるいかなる内容も、購入者とライセンサーとの間の代理の関係を創設または暗示するものではなく、また、本契約は、購入者とライセンサー間の合弁事業またはパートナーシップ、あるいは雇用者と従業員の関係を構成するものとはみなされない。各当事者は、自らの行為およびその関係者の行為について単独で全責任を負うものとする。いずれの当事者も、他方当事者に代わって約束したり、契約を締結したり、他方当事者を拘束したり、その他の義務を課したりする権限を有さない。
   13. **可分性**。 管轄権を有する裁判所が、本契約のいずれかの条件または条項が無効または強制不可能であると判断した場合、本契約の残りの部分は影響を受けず、各条件および条項は法律で認められる最大限の範囲で有効かつ強制可能なままであるものとする。
   14. **業務委託**。 ライセンサーは、(a) ライセンサーが、本契約に基づくすべての義務および責任について引き続き責任を負い、下請業者の利用が、ライセンサーの責任を軽減せず、本契約に基づく保証の喪失を引き起こすことがない場合、および (b) ライセンサーが、下請業者による作為または不作為に対して、当該作為または不作為がライセンサーによって行われた場合と同程度に直接責任を負うことに同意し、下請業者による本契約の規定への違反はライセンサーによる違反とみなされる場合に限り、本契約に基づく履行において下請業者を利用できる。ライセンサーのため、ライセンサーによる、またはライセンサーを介した下請業者による本契約に基づく作為または不作為の履行は、ライセンサーの作為または不作為とみなされる。要求があれば、ライセンサーは、購入者データにアクセスできる下請業者を含む、本契約に基づいて業務を遂行する下請業者、および購入者がかかる下請に関して合理的に要求するその他の情報を購入者に対して特定するものとする。
5. **定義**。
   1. 「**関連会社**」は、当事者に関して、直接、または1つ以上の仲介者を介して間接的に、当該当事者を管理するか、当該当事者により管理されるか、当該当事者と共通の管理下にあるあらゆる事業体を意味する。
   2. 「**AWS Marketplace**」は、Amazon Web Services, Inc. が運営するマーケットプレイスを意味し、現在は https://aws.amazon.com/marketplace/ にあるが、随時更新または移転される可能性がある。
   3. 「**購入者データ**」は、(a) 本契約に関連して購入者またはそのユーザーによって製品または SaaS サービスを使用して入力またはアップロードされるか、購入者またはそのユーザーによって収集、受信、送信、処理、または保存されるか、(b) (a) から派生した、テキスト、音声、ビデオ、画像、ソフトウェアを含むすべてのデータ、個人データ、記録、ファイル、情報、またはコンテンツを意味する。購入者データは購入者の機密情報である。
   4. 「**購入者マテリアル**」は、本契約に基づく義務の履行においてライセンサーが使用するために購入者がライセンサーに提供する、購入者データを含むあらゆる財産、品目、またはマテリアルを意味する。
   5. 「**購入者のコンピューティング環境**」は、ライセンサーがサブスクリプションの使用を許可する購入者のコンピューティング環境を意味する。
   6. 「**請負業者**」は、購入者の第三者請負業者または購入者にサービスを提供するその他の第三者 (アウトソーシングサプライヤーを含む) を意味する。
   7. 「**データ保護法**」は、世界のあらゆる法域において現在有効か、今後制定され、本合意に基づく個人データの処理に適用される、規則 2016/679 (一般データ保護規則) (「**GDPR**」) および Cal. Civ.Code 1798.100 et seq. (カリフォルニア州消費者プライバシー法) (「**CCPA**」) を含む、すべてのデータ保護およびプライバシーに関する法律および規制を意味する。
   8. 「**文書**」は、ユーザー ガイド、マニュアル、手順書、仕様、注記、文書、出力更新情報、「read-me」ファイル、リリースノート、および製品 (該当する製品リストの参照に含まれるか、組み込まれるすべての情報を含む)、その使用、操作、または保守に関連するその他の資料、ならびにライセンサーが本契約に基づいて公開または提供するそれらの文書に対するすべての改良、変更、派生物、および修正を意味する。
   9. 「**エンタイトルメント価格設定**」は、購入者が一定の使用量を前払いで購入するサブスクリプション価格モデルを意味し、前払いおよび分割払いの価格設定モデルが含まれる。
   10. 「**政府機関**」は、国、州、準州、地方、市、またはその他のレベルを問わず、あらゆる国の政府またはその政治的区分を意味し、政府 (欧州連合や欧州中央銀行などの超国家機関を含む) の行政、立法、司法、課税、規制、または行政上の権力または機能を行使する機関、当局、規制機関、裁判所、中央銀行、またはその他の政府機関を含む。
   11. 「**国際データ移転メカニズム**」は、一部の法域において、国境を越えて情報を移転する 2 人以上の当事者が、移転を合法的に行うために採用を義務付けられている特別な保護措置を意味し、標準契約条項、拘束的企業規則、または当事者が特定の技術的、組織的、または契約上の措置を講じることを要求する法的義務などが含まれる。 「**移転**」は、国際データ移転メカニズムの文脈では、ある管轄区域の保管場所から別の管轄区域に個人データを開示または移動すること、またはある管轄区域の当事者が、国際データ移転メカニズムを必要とする別の管轄区域に保管している個人データにアクセスすることを許可することを意味する。
   12. 「**ライセンス対象マテリアル**」は、サブスクリプションの一部としてライセンサーが提供するか、提供する義務がある製品、文書、およびその他のアイテム、資料、成果物を意味する。
   13. 「**ライセンサーのコンピューティング環境**」は、ライセンサーが SaaS サービスを介して製品を提供するために使用するコンピューティングインフラストラクチャおよびシステムを意味する。
   14. 「**オープンソースソフトウェア**」は、公開されているライセンスまたは配布モデルに基づいて配布され、そのソフトウェアのソースコードをライセンシーが使用、変更、再配布できるソフトウェアを意味する。
   15. 「**個人データ**」とは、自然人を直接的または間接的に識別、関連付け、説明し、自然人と合理的に関連付けることができるか、自然人と合理的に結び付けられる可能性のある購入者データの情報を意味する。「個人データ」には、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、CCPA で定義された用語「個人情報」など、他のデータ保護法における同等の用語が含まれるが、このような情報が購入者データの一部を構成する場合に限られる。
   16. 「**関係者**」は、当事者またはその関連会社の取締役、役員、従業員、非従業員、代理人、監査人、コンサルタント、請負業者、下請業者、および当該当事者に代わってサービスを実施するその他の人物 (ただし、他方当事者および他方当事者の前述のいずれかを除く) を意味する。
   17. 「**プライバシーおよびセキュリティ条項**」は、第 7.5 条、添付のデータ保護補遺条項 (該当する場合)、および本標準契約の補遺または修正条項にかかわらず、本契約に含まれる当事者間で合意されたデータのプライバシーとセキュリティに関するその他の条件を意味する。
   18. 「**処理**」または「**処理中**」は、自動化された手段によるか否かを問わず、個人データへのアクセス、収集、記録、整理、構造化、使用、保管、移転、保持、開示、販売、共有、削除、破棄を含むがこれらに限定されない、個人データに対して実行されるあらゆる操作または一連の操作を意味する。
   19. 「**製品リスト**」とは、AWS Marketplace に掲載され、ライセンサーまたはその認定再販業者によって提供される製品の説明およびその他の製品情報を意味し、製品情報に組み込まれているか、言及されているサポートサービスおよびライセンサーのポリシーと手順を含む。製品リストには、オープンソースソフトウェアに関するライセンサーのセキュリティ慣行または開示が記述されているか、組み込まれているか、言及されている場合がある。
   20. 「**製品**」は、ライセンサーがサブスクリプションの一部として提供するか、提供する義務があり、該当製品リストで特定されているコンピュータソフトウェアと関連データ、コンテンツ、および/またはサービスを意味し、ライセンサーがサブスクリプションの一部として提供するか、提供する義務があるパッチ、バグ修正、修正、セキュリティ脆弱性の修復、更新、アップグレード、変更、機能強化、派生物、新リリース、新バージョンを含む。
   21. 「**財産権**」は、現在知られているか、今後発見または発明されるかを問わず、世界中のすべての知的所有権および財産権を意味し、これには、(a) 特許および特許出願、(b) 著作権およびマスクワーク権、(c) 企業秘密、(d) 商標、(e) データおよびデータベースに関する権利、および (f) 世界中の類似の権利が含まれるが、これらに限定されない。
   22. 「**SaaS サービス**」は、ライセンサーのコンピューティング環境でライセンサーがデプロイおよびホストする製品または製品のコンポーネントへのアクセスと使用、および製品にアクセスして使用するために購入者が使用する必要があるか、使用するオプションを持ち、ライセンサーによってそれに関連して (個別の製品またはサービスとしてではなく) 提供またはアクセス可能にされるソフトウェアおよびその他のテクノロジーを意味する。
   23. 「**サービス**」は、ライセンサーが本契約に基づいて提供するか、提供する義務があるすべてのサービスおよびタスク を意味し、サポートサービスを含むが、これに限定されない。
   24. 「**下請業者**」は、ライセンサーが本契約に基づく義務および責任の一部を委任する第三者下請業者またはその他の第三者を意味する。
   25. 「**サブスクリプション**」は、購入者が購入し、ライセンサーが製品のライセンス供与およびプロビジョニングのために履行する特定の使用容量に対する製品サブスクリプションを意味し、購入者のコンピューティング環境にデプロイされるか、ライセンサーのコンピューティング環境を通じて SaaS サービスとして提供されるかは問わない。
   26. 「**サポートサービス**」とは、製品リストに記載されているとおり、ライセンサーが提供するか、提供する義務がある製品のサポートおよび保守サービスを意味する。
   27. 「**システムデータ**」は、製品、SaaS サービス、またはライセンサーのコンピュータ環境によって収集され、製品または SaaS サービスの構成、環境、使用状況、パフォーマンス、脆弱性、セキュリティに関するデータおよびデータ要素 (購入者データ以外) を意味し、製品または SaaS サービスのパフォーマンス、可用性、整合性、セキュリティに関するログ、統計、レポートを生成するために使用できる。
   28. 「**ユーザー**」とは、購入者、その関連会社、および購入者またはその関連会社によって本契約に基づいて製品にアクセスし、使用する権限を与えられた個人、ソフトウェアプログラム、またはコンピュータシステム (購入者またはその関連会社の請負業者を含む) を意味する。

**AWS データ処理補遺条項:**

**AWS Marketplace の標準契約**

本データ処理補遺条項 (以下、本「**補遺**」) は、ライセンサー (処理者) と購入者 (管理者) 間の AWS Marketplace の標準契約 (以下「**標準契約**」) の一部であり、ライセンサーが標準契約に従って提供するサービスの提供に関連して、処理者としての立場でライセンサーが個人データを処理することを規定する。本補遺は、ライセンサーと購入者が個人データの処理に関して別のデータ処理契約または同様の契約上の取り決めを締結していない場合にのみ適用される。本補遺で使用されているが定義されていない大文字の用語はすべて、標準契約で与えられた意味を持つ。

**個人データの処理**

**I. 定義**

1. 「**管理者**」は、個人データの処理の目的および手段を決定する主体を意味する。「管理者」には、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、CCPA で定義された「ビジネス」または「サードパーティ」という用語など、他のデータ保護法における同等の用語が含まれる。
2. 「**個人データ侵害**」は、個人データの偶発的または違法な破壊、紛失、変更、不正開示、または個人データへのアクセスを引き起こしたサービスのセキュリティ侵害や、適用されるデータ保護法の下で報告義務のあるデータ侵害として該当する事象などの確認済みセキュリティインシデントを意味する。
3. 「**処理者**」は、他の事業体に代わって個人データを処理する事業体を意味する。「処理者」には、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、CCPA で定義された「サービスプロバイダー」という用語など、他のデータ保護法における同等の用語が含まれる。
4. 「**機密個人データ**」は、該当するデータ保護法で定義され、次の種類およびカテゴリの個人データを意味する。(a) 人種または種族的出身、政治的意見、宗教的信念または哲学的信念、または労働組合への加入を明らかにするデータ、(b) 遺伝的データ、(c) 生体認証データ、(d) 医療保険の携行性と責任に関する法律で規定された保護対象の健康情報を含む健康に関するデータ、(e) 自然人の性生活または性的指向に関するデータ、(f) 政府発行の識別番号 (例: SSN、運転免許証)、(g) 決済カード情報、(h) グラムリーチブライリー法で規定される非公開の個人情報、(i) データ主体のアカウントへのアクセスを許可するパスワードまたはその他のアクセスコードと組み合わせた暗号化されていない識別子、および (j) 正確な位置情報。「機密個人データ」には、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、「特別なカテゴリまたは個人データ」や「機密個人情報」など、他のデータ保護法における同等の用語が含まれる。

**II. 国際的なデータ移転**

1. **国際的なデータ移転**。 購入者が個人データをライセンサーに転送する前、またはライセンサーが国際データ移転メカニズムを必要とする管轄区域にある個人データにアクセスすることを許可する前に、購入者はライセンサーに関連要件を通知し、当事者は誠意を持って協力してその国際データ移転メカニズムの要件を満たすものとします。両当事者は、適用されるデータ保護法で義務付けられる可能性のある国際データ移転メカニズムを制定し、遵守するものとします。

**III. 一般的なデータ保護**

1. **コンプライアンス**。両当事者は、データ保護法およびそれぞれのプライバシー通知に基づくそれぞれの義務を遵守するものとする。
2. **秘密保持**。ライセンサーは、個人データへのアクセスについて、サービスを提供するために個人データを必要とし、権限を与えられている人物のみに制限する。そのような権限を与えられた人物は、個人データの機密性を維持する義務がある。
3. **セキュリティ**。ライセンサーは、購入者が提供し、ライセンサーが処理する個人データに適切なレベルのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的措置を実施する。このようなセキュリティ対策は、標準契約に定められたセキュリティ要件と同等以上とする。セキュリティ管理を選択する際、ライセンサーは、最新技術、実装コスト、個人データ処理の性質、範囲、状況、および目的、個人データに影響を及ぼすセキュリティインシデントまたは個人データ侵害がデータ主体に及ぼすリスクを考慮する。
4. **保存**。購入者から受け取った個人データは、ライセンサーによる標準契約の履行に関連して合理的に必要とされる期間、またはデータ保護法に基づいて別途要求される期間のみ保存するものとする。
5. **協力**。ライセンサーは、データ保護影響評価および監督当局との協議に関する購入者の要求に関連し、またデータ保護法に基づくデータ主体の権利行使の要求に応じた購入者の義務の履行に関連して、合理的に必要な範囲で協力するものとする。ライセンサーは、移転のために個人データの収集および準備にかかる合理的な費用、および移転を行うための特別な手配にかかる費用を購入者に請求する権利を留保する。
6. **第三者の要請**。ライセンサーが、政府の調査または裁判手続きに関連して、個人データの提出が必要であると判断した要求を第三者から受けた場合、ライセンサーは、当該要求を書面で購入者に通知し、購入者が当該開示に対して制限、異議申し立て、または保護することを希望する場合は、適用法で認められる範囲で購入者に協力するものとする。
7. **購入者からの指示**。標準契約書に異なる定めがある場合でも、ライセンサーは、購入者の書面による指示に従い、以下の第 III.8 条の最後の文で許可されている場合、または適用法で要求されている場合に限り、購入者にサービスを提供するために個人データを処理する。ライセンサーは、購入者の指示に従った結果、データ保護法に違反することになる場合、またはライセンサーが法的義務に応じて個人データを開示しなければならない場合 (法的義務によりライセンサーによる開示が禁止されている場合を除く) は、直ちに購入者に通知するものとする。
8. **処理の範囲**。ライセンサーは、(a) 個人データを販売すること (CCPA の定義による)、(b) 本補遺に定義された事業目的のために、購入者の文書化された指示を実行するという特定の事業目的以外の目的で個人データを処理すること (購入者の指示を実行する以外の商業目的で個人データを保持、使用、開示することを含む)、(c) 本契約に定義された当事者間の直接の事業関係以外で個人データを処理することが禁止される。ライセンサーは、これらの制限を理解していることを証明する。上記にかかわらず、ライセンサーは、本補遺に従い、ライセンサーによるサービス品質の向上のための内部使用 (ライセンサーが個人データを使用して他人に代わってサービスを実行することがない場合に限る)、またはデータセキュリティインシデントの検出、悪質、欺瞞的、詐欺的、または違法な行為からの保護のために、別の人物を副処理者 (以下の第 III.10 条で定義) として保持または雇用するために個人データを処理できる。
9. **機密情報**。個人データが機密個人データである場合は、購入者はライセンサーに通知するものとする。
10. **副処理者**。購入者は、ライセンサーに対し、処理者として、標準契約に準拠したサービス提供を支援するために他の処理者 (「**副処理者**」) を雇用する一般的な権限を付与する。ライセンサーは、個人データを副処理者に転送する前に、購入者がアクセスできる副処理者のリストを作成する。ライセンサーは、副処理者のリストに変更があった場合、当該リストを随時更新して購入者に通知し、購入者がこのような変更に異議を申し立てる機会を与えるものとする。
11. **副処理者の責任**。ライセンサーが購入者に代わって特定の処理行為を実行するために副処理者を雇用する際、特に、処理がデータ保護法の要件を満たすような方法で適切な技術的および組織的措置を実施することを十分に保証する場合は、本補遺に規定されているものと実質的に同様のデータ保護義務が契約によってその副処理者に課される。ライセンサーは、副処理者のサービスを直接実行した場合にライセンサーが責任を負うのと同じ範囲で、副処理者の作為または不作為に対して責任を負うものとする。
12. **記録管理**。監督当局から個人データに関する記録の要求があった場合、ライセンサーは、処理された個人データのカテゴリと処理の目的、当該処理に関するサービスプロバイダーの利用、第三者へのデータ開示または移転、および当該データのセキュリティを保護するための技術的および組織的対策の一般的な説明に関する情報を含め、購入者に代わって実行した処理行為に関連する記録を監督当局に提供するために協力するものとする。
13. **個人データの移転: 選任**。購入者は、米国またはライセンサーもしくはその副処理者が施設を維持しているその他の国でライセンサーが個人データを処理することを許可する。購入者は、サービスを提供するために、当該国への個人データの移転を実行し、個人データを保存および処理するライセンサーを任命する。ライセンサーは、標準契約、本補遺、データ保護法、適用される国際データ転移メカニズム、および購入者の指示に従って、かかるすべての活動を実施するものとする。
14. **削除または返却**。購入者の指示があった場合、ライセンサーは、個人データを削除するか、安全な方法で購入者に返却し、適用法で別途要求されている場合を除き、かかる返却後に個人データの残りのコピーをすべて削除するものとする。ライセンサーは、購入者の指示をすべての副処理者に伝えること。
15. **違反の通知**。ライセンサーは、個人データ侵害を認識したら、遅滞なく、(a) 個人データ侵害の性質、(b) 影響を受けるデータ主体およびデータレコードの数とカテゴリ、(c) ライセンサーの関連担当者の名前と連絡先を購入者に通知する。
16. **監査**。要求に応じて、ライセンサーは、必要なすべての情報を購入者に提供して、購入者または購入者が任命した別の監査人が実施する検査を含む監査を許可し、これに協力して、データ保護法の遵守を証明する。明確にするために記すと、このような監査または検査はライセンサーの個人データの処理のみに限定され、ライセンサーのビジネスまたは情報システムの他の側面には適用されない。購入者が、コンプライアンスを証明するために必要な監査または検査へのライセンサーの協力を要求する場合、購入者は当該監査または検査の少なくとも 60 日前に書面でライセンサーに通知するものとする。当該書面による通知には、提供される物、人、場所、または文書が明記されること。かかる書面による通知、およびそれに応じて作成されたあらゆる成果物 (インタビューのメモなどの派生物を含む) は機密情報とみなされ、標準契約にこれと異なる規定がある場合でも、標準契約の終了後、永久に、または適用法で認められる最長期間、機密情報として保持されるものとする。購入者の要求に応じて作成されたかかるマテリアルおよび派生物は、適用法により開示が義務付けられている場合を除き、ライセンサーの事前の書面による許可なく、いかなる者にも開示してはならない。適用法により開示が求められる場合、購入者はライセンサーに対し、その要求を速やかに書面で通知し、適用法または裁判所もしくは政府機関の命令により通知が禁止されている場合を除き、当該開示を禁止または制限する保護命令を取得する機会を与えるものとする。購入者は、ライセンサーに都合の良い時間に監査または検査の予定を組むために、ライセンサーと協力するように尽力するものとする。購入者の監査または検査の要求に対するライセンサーの回答の確認後、購入者が追加の監査または検査を必要とする場合、購入者は、かかる追加の監査または検査に関連して発生したすべての費用について、購入者が単独で責任を負うことを確認し、これに同意するものとする。